

② 優越的言動問題調停会議による調停(労働施策総合推進法第30条の6第1項)

- ◆ 優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数は 368 件 (図 3-4)。
- ◆ 調停の実施結果をみると、調停を開始した 332 件 (前年度受理した案件を含む。) のうち調停案受諾勧告を行ったものは 16 件で、そのうち 14 件が調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。また、82 件が受諾勧告前の和解に至っている。

図3-4 優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数の推移

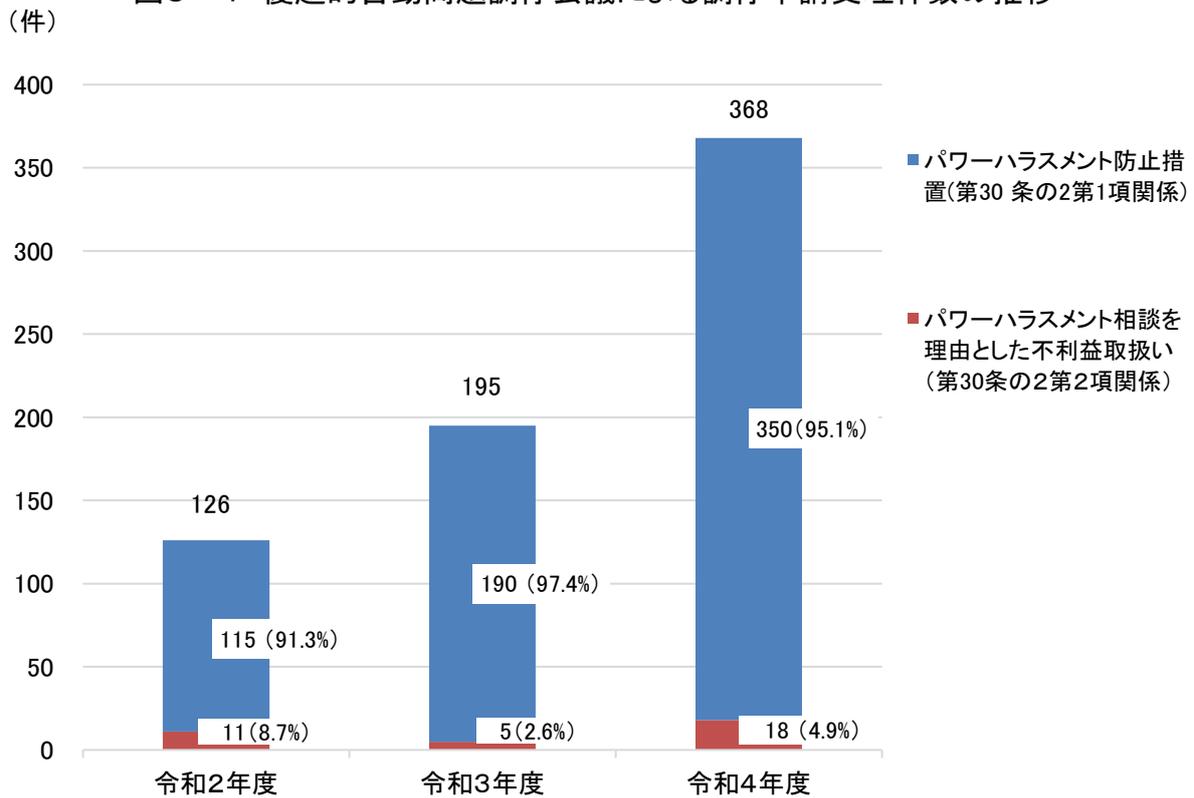


表3-4 優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数の推移

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	115 (91.3%)	190 (97.4%)	350 (95.1%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)	11 (8.7%)	5 (2.6%)	18 (4.9%)
合計	126 (100.0%)	195 (100.0%)	368 (100.0%)